

自動車での食品営業許可について（よくある質問）

Q 1 令和3年5月31日以前に自動車による飲食店営業（菓子製造業又は喫茶店営業）許可を取得しているのですが、令和3年6月1日以降に営業する場合、新法での許可を取り直す必要がありますか？
取扱いはどのようになりますか？

A 1 今お持ちの許可書（仙台市のマークが緑色の許可書）で、有効期間が切れるまで従前の営業を行うことができます。
提供できる食品の範囲や営業計画書は旧法許可における取扱いのまま変わりありません。

Q 2 令和3年5月31日以前に自動車による食肉販売業又は乳類販売業の許可を取得しているのですが、令和3年6月1日以降に新法での許可を取り直さないといけませんか？
取扱いはどのようになりますか？

A 2 新法では営業届出の対象となります。今お持ちの許可については、令和3年6月1日に営業届出が提出されたときとみなします。
営業者による届出への移行手続きは必要ありません。

Q 3 令和3年5月31日以前に自動車による魚介類販売業の許可を取得しているのですが、令和3年6月1日以降に新法での許可を取り直さないといけませんか？
取扱いはどのようになりますか？

A 3 今お持ちの許可書（仙台市のマークが緑色の許可書）で、有効期間が切れるまで従前の営業を行うことができます。
提供できる食品の範囲や営業計画書は旧法許可における取扱いのまま変わりありません。
有効期間満了時に営業内容に応じて必要な手続きを行ってください。
ご不明点等ある場合には、担当窓口（各区衛生課）までご相談ください。

Q 4 一般の飲食店営業（固定店舗）と自動車による営業の違いは何ですか？

A 4 給・廃水容器の容量が約40リットル以上又は約80リットル以上の場合については、使用できる水の量が限定的なため、要領別表における調理方法（簡易な調理）に限られます。
ただし、約200リットル以上を備えた場合については、一般の飲食店と同様の食品提供が可能です。

自動車での食品営業許可について（よくある質問）

Q 5 令和3年5月31日以前に自動車による飲食店営業（菓子製造業又は喫茶店営業）許可を取得しているのですが、許可の有効期間が切れる際に新法許可を取得すると提供できる食品に制限はかかりますか？
現在、備えている給・廃水タンクの容量は各50リットルで、提供食品は焼き鳥とビールです。

A 5 令和3年6月1日時点で自動車による食品営業許可を取得して営業を行っている方は、当該施設を廃止するまでは、緩和措置があります。当該施設を廃止しない限り、焼き鳥とビールを新法許可においても提供することができます。
ただし、2分類以上の食品を取り扱う場合、計画的に設備の見直しを行い、給・廃水タンクは約80リットル以上を備えるよう努めてください。
ご不明点等ある場合には、担当窓口（各区衛生課）までご相談ください。

Q 6 仙台市外でも出店する場合はどうしたらよいですか？

A 6 出店場所を管轄する保健所で許可を取得する必要があります。仙台市で取得した許可は仙台市内以外では使用できません。

Q 7 衛生管理計画はどのように作成すればいいですか？

A 7 申請必要書類の「自動車による営業計画書（要領別表様式1又は要領別表様式2）」をご活用ください。
書き方についてわからない場合は、担当窓口（各区衛生課）までご相談ください。

Q 8 自動車による魚介類販売業の許可を取得した場合、包装された鮮魚介類の販売における営業届出は必要ですか？

A 8 この場合、営業届出は必要ありません。
ただし、牛乳等の鮮魚介類以外の食品を販売する等の営業届出行為を併せて行う場合には、自動車による魚介類販売業の許可と別に営業届出が必要になります。
詳細は、担当窓口（各区衛生課）までご相談ください。